

3 国家公務員 10年ぶりのボーナス引き下げ勧告 ——人事院

人事院（一宮なほみ総裁）は10月7日、国家公務員の特別給（ボーナス）の水準について、0.05カ月分引き下げよう、国会と内閣に対して勧告した。ボーナスについて引き下げ勧告するのは、2010（平成22）年以来、10年ぶりのこと。月例給については、9月30日に民間企業の実態調査を終えたばかりで、別途勧告することにした。

コロナ禍で調査を2回実施

人事院は例年、月例給とボーナスの水準について同時に勧告する。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、比較対象となる民間企業の給与等の水準を調べる実態調査を2回に分けて実施。ボーナスに関する調査を6月29日から先行実施し、給与に関する調査は8月17日から実施した。なお、ボーナスに関する調査では、約1万2,000の民間事業所を対象とした。

調査結果から、民間事業所の昨年8月から今年7月までのボーナスの支給月数と国家公務員のボーナス支給月数を比べたところ、国家公務員が民間を上回ったため、人事院はボーナスの年間支給月数について、現行の4.50カ月から0.05カ月引き下げ、4.45カ月にしよう勧告した。

12月の期末手当で削減

今年のボーナスは6月にすでに、期末手当部分として1.30カ月、勤勉手当部分として0.95カ月が支払われていることから、12月のボーナスの期末手当部分を現行より

0.05カ月少ない1.25カ月とし、勤勉手当部分を0.95カ月とする。来年度以降は、6月、12月それぞれ、期末手当部分が1.275カ月となり、勤勉手当部分が0.95カ月となる。

国家公務員のボーナスが引き下げ勧告となるのは2010年以来で、この年の0.20カ月引き下げの結果、月数は3.95カ月となり4カ月を割った（表）。2013年まで3.95カ月が続き、2014年以降は、昨年まで引き上げが続いていた。

月例給は別途勧告の予定

月例給については、民間企業の実態調査は9月30日で終わっているものの、人事院は「調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行う」としている。

「引き続き職務に精励を」 （一宮総裁）

人事院の一宮総裁は同日の談話で、「近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模な自然災害などの危機的な事態が次々と発生する中、全国

各地で公務員が国民の安全・安心を確保するため日々全力で職務にまい進しています。厳しい勤務環境の下、困難な業務であっても誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対し、心からの敬意を表するとともに、引き続き、職務に精励いただくようお願いいたします」とした。

「職員の努力考えると残念」 （連合公務）

連合の公務関係労組でつくる公務員労組連絡会は7日、吉澤伸夫事務局長の談話で、「民間賞与の客観的な支給実態に基づくものではあるが、新型コロナウイルスの感染拡大に対し国民の命と暮らしを守るため職務に奮闘している職員の努力を踏まえると、支給月数の引下げは残念」とコメントした。

全労連は黒沢幸一・事務局長談話で「新型コロナウイルスの感染拡大防止などに全力で取り組んできた公務労働者の使命感に冷や水を浴びせ、われわれの要求に応えない極めて不満な勧告」と批判した。（調査部）

表 近年の実施状況

	特別給（ボーナス）		（参考）月給例 勧告率	行政職（一）職員の 平均年間給与	
	年間支給月数	対前年比増減		増減額	率
平成22年	3.95月	△0.20月	△0.19%	△9.4万円	△1.5%
平成23年	3.95月	—	△0.23%	△1.5万円	△0.2%
平成24年	3.95月	—	—	—	—
平成25年	3.95月	—	—	—	—
平成26年	4.10月	0.15月	0.27%	7.9万円	1.2%
平成27年	4.20月	0.10月	0.36%	5.9万円	0.9%
平成28年	4.30月	0.10月	0.17%	5.1万円	0.8%
平成29年	4.40月	0.10月	0.15%	5.1万円	0.8%
平成30年	4.45月	0.05月	0.16%	3.1万円	0.5%
令和元年	4.50月	0.05月	0.09%	2.7万円	0.4%
令和2年	4.45月	△0.05月	（別途勧告予定）	△2.1万円	△0.3%

※「行政職（一）職員の平均年間給与」は特別給の勧告分を示したものと